

資料 2

新たな地方独立行政法人の設立について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」に基づき、**令和8年4月に新たな地方独立行政法人を設立**し、同時に**中井やまゆり園を同法人による運営に移行**することを目指しており、同法人の取組や設立準備の状況等を報告する。

令和7年3月26日
福祉子どもみらい局

1 法人の設立目的

- ・ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現する。
- ・ こうした新たな福祉施策に全国に先駆けて取り組んでいくフロンタナーとなるために、新たな地方独立行政法人を設立する。

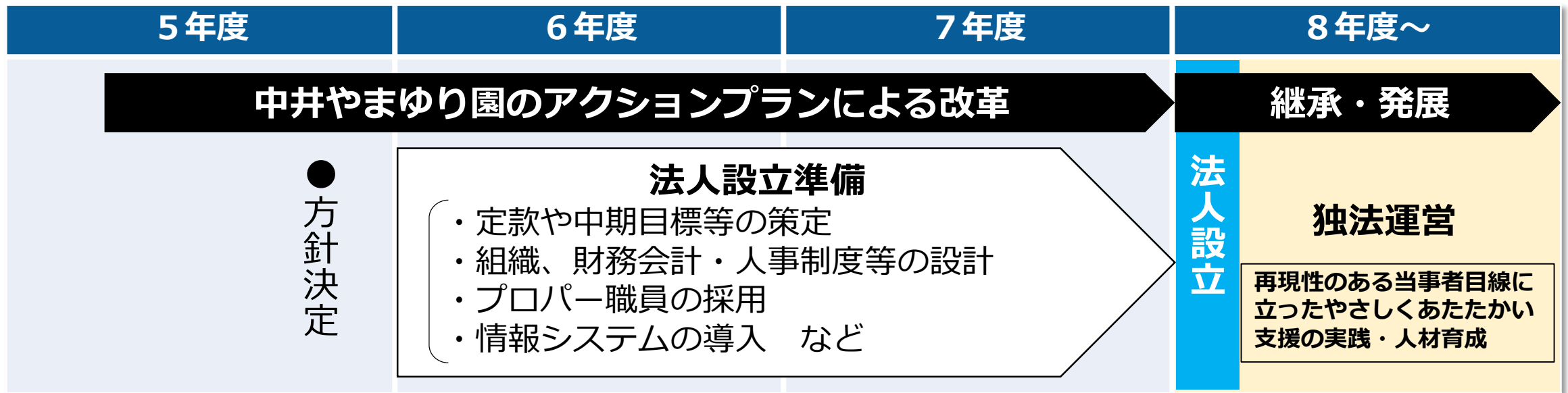
新たな福祉施策

「科学的な福祉を研究・実践」「必要な人材を育成」
全国に先駆けた取組



2 法人の設立時期

- 科学の視点を取り入れ、再現性のある当事者目線に立ったやさしくあたたかい支援を実践し、必要な人材を育成するといった全国に先駆けた福祉の大改革を一日でも早く進めていくためには、速やかに法人を設立する必要がある。
- 法人の設立準備には最短でも方針決定から2年程度の期間を要するため、令和8年4月に設立する。



3 法人の取組

(1) 科学的な福祉の研究及び実践

福祉の現場に科学の視点を取り入れ、再現性のある当事者目線に立ったやさしくあたたかい支援を確立し、障害者の可能性を広げる。

(取組例)

- ・ どういった支援が利用者への共感力や利用者・支援者双方の満足度の向上につながるかを定量化する
- ・ 福祉が大切にしている「やさしさ」や「思いやり」のある支援の効果を定量化する



(2) 人材育成

科学の視点を取り入れた支援を実践し、それを広めていくことができる人材を育成し、広く輩出する。

当事者と支援者の心の変化 <中井やまゆり園 Aさんのケース>

第2・第3の当事者支援者の笑顔へ
【再現性】



興奮すると物を壊すため、
部屋に何も置けない
(職員)

<過去>

物を壊したり、服を脱いだりするため、
何もない部屋でつなぎ服を着せられ、
居室は施錠されていた



かわいい
表情！
(職員)

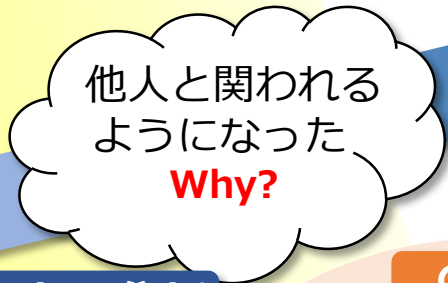
<変化>

積極的に日中活動に参加する中で、
普段着を着て活動し、笑顔も見られるようになった



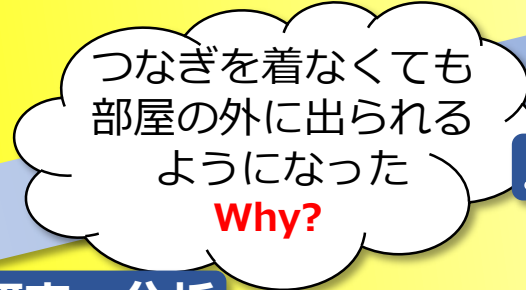
<変化>

施設の中での役割を得て、車椅子を押す等、
仲間とのつながりができ、
本人の可能性が広がった



他人と関われるようになった
Why?

研究・分析



つなぎを着なくても
部屋の外に出られるようになった
Why?

研究・分析

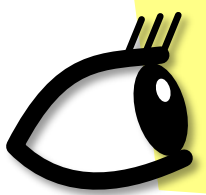


笑顔が出た
Why?

説明

科学の視点を入れ
再現性ある当事者
目線の支援を確立
やさしさ あたたかさ

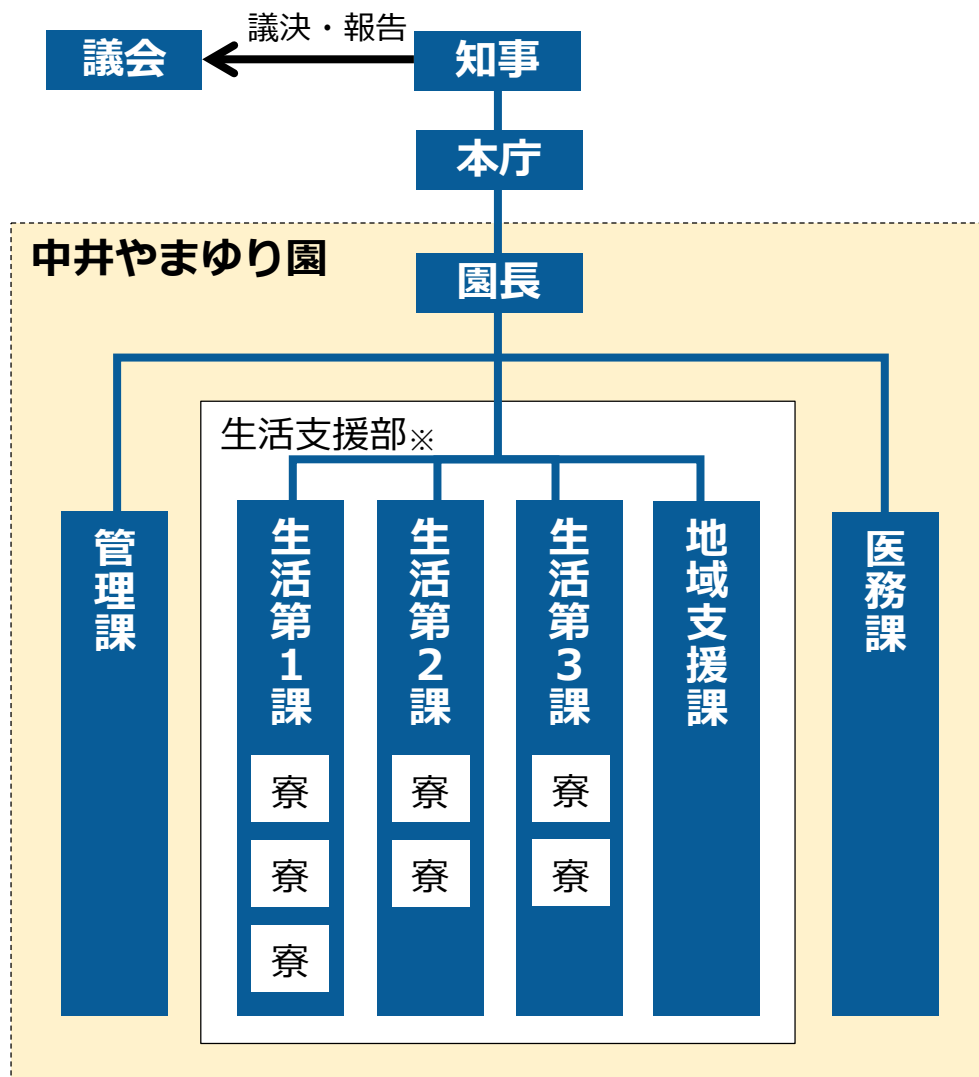
科学の
視点



・支援を通じて当事者の声や表情がどのように変化したのか？
・日中活動が当事者の健康状態にどのような影響を与えたのか？
科学の視点で心や身体の状態が見える化 ⇒ 再現性のある支援へ

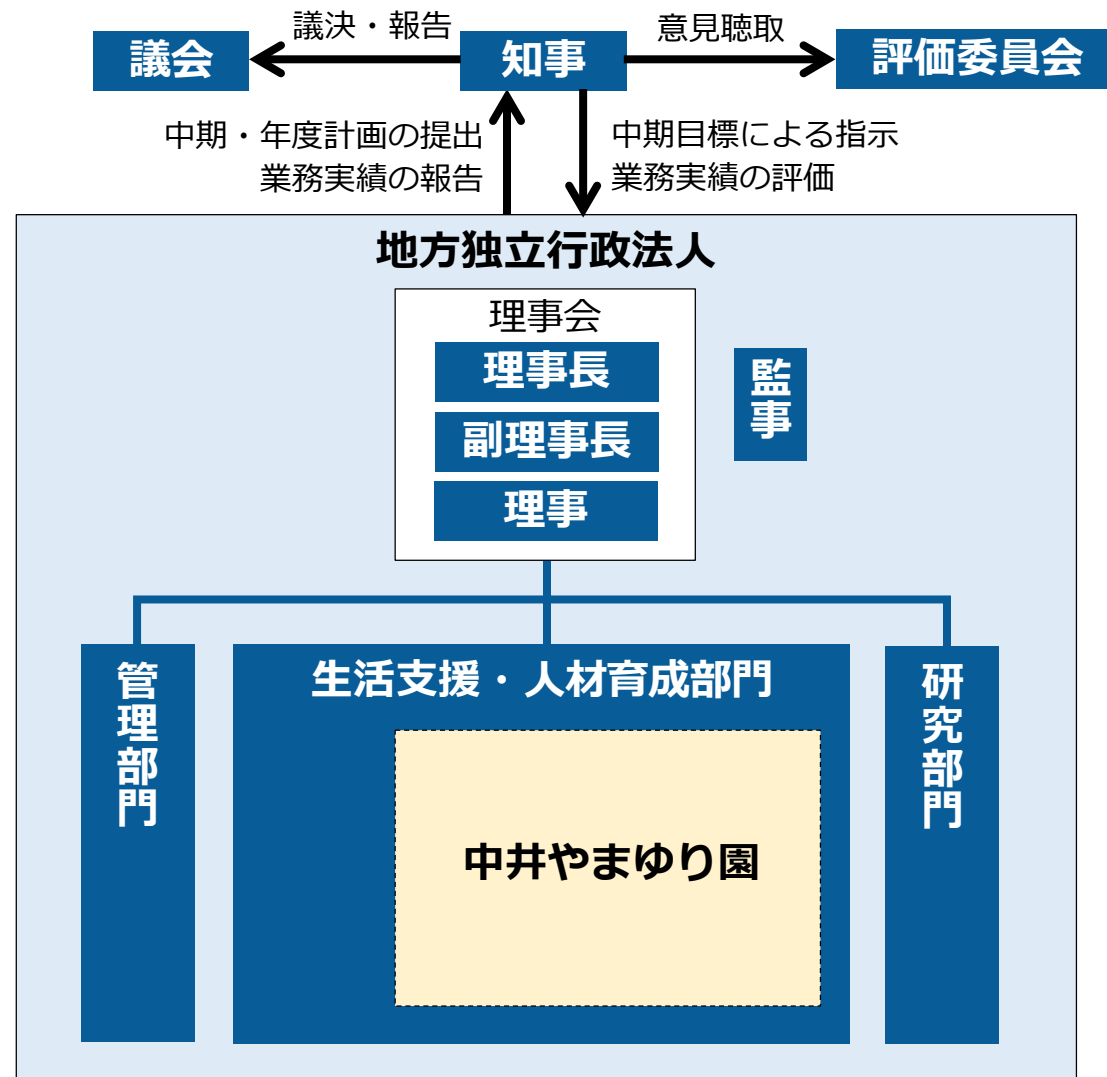
4 法人組織のイメージ

現在



※福祉職常勤職員119名（臨任・再任用含む）（R6.4.1時点）

法人設立後



5 法人設立準備の状況

(1) 検討状況

ア 法人の基本的事項

組織の基本的事項を定める定款について、令和7年第1回県議会定例会に議案として提出し、議決された。

イ 組織体制

科学的な福祉の研究及び実践、人材育成の実行性を高めるために、研究部門と中井やまゆり園を含む生活支援・人材育成部門を柱とする組織体制の検討を進めている。

ウ 人事・給与制度

職員の給与、勤務時間、休暇等の勤務条件は、基本的に県の制度に準拠する方向で進めている。

エ 財務・会計制度

財務・会計制度の検討及び法人に出資する財産の整理・測量等を進めている。

オ 情報システム

情報システム基本計画に基づき、事業者に対して情報提供依頼（R F I）を実施し、調達に向けての準備を進めている。

(2) 科学的な福祉の研究及び実践、人材育成の実施に向けた取組

- ・ 令和7年度に、地域資源の活用が利用者の健康やQOLの向上に与える影響の検証や、利用者の機能回復プログラムの作成、利用者や支援者の幸福度の定量化による分析等のプレ研究を実施する。
- ・ 法人職員のキャリアパスや研修体系等の人材育成計画の検討を進めている。

(3) 施設整備等

- ・ 令和7年度に法人の役員室や研究部門等の職員の執務スペースの整備、看板の架け替えを行う。
- ・ 法人の使命等を印象付けるため、法人のシンボルとなるロゴマークを作成する。

(4) 今後のスケジュール

令和7年中 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会を設置
以下の議案を上程

- ・ 中期目標案
- ・ 法人に承継させる権利を定める議案
- ・ 法人に係る重要な財産を定める条例案
- ・ 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の改正案

令和8年3月 総務大臣による法人の設立認可

4月 法人の設立

6 法人職員の確保に向けた取組

法人設立当初の職員の構成は、県派遣職員とプロパー職員からなる。

(1) 県職員の派遣

新たな法人は、中井やまゆり園を母体とするものであり、法人職員のプロパー化を進める間、プロパー職員の採用状況に応じて、職員を派遣する。

そのため、令和7年1月16日に第1回福祉職向け説明会を実施するとともに、庁内ポータルを開設して法人に関する情報の発信を行っている。

(2) プロパー職員の確保

法人の職員募集案内を作成し、大学等に広く周知するとともに、職員採用試験の募集を令和7年3月3日から開始した。

(第1回職員採用試験の概要)

募集分野 福祉職

募集人数 40名程度

募集期間 令和7年3月3日～4月30日

採用予定日 令和8年4月1日

※第2回職員採用試験の募集については、令和7年5月中旬～6月下旬に予定している。

職員募集パンフレット



HPはこちら

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/nakai_verification/dokuritsugyouseihoujinn.html

第1回福祉職職員採用試験 受験案内

令和7年度実施

地方独立行政法人 神奈川県立福祉機構（仮称）
第1回福祉職職員採用試験 受験案内

<概要>

受験資格

昭和39（1964）年4月2日から平成16（2004）年4月1日までに生まれた人

申込期間（第1次試験）

令和7年3月3日（月）午前9時から同年4月30日（水）午後5時まで（受信有効）

第2次試験日（第1次試験合格者のみ）

令和7年5月26日（月）～6月8日（日）のいずれかが指定する1日

最終合格発表

令和7年6月下旬（予定）

採用予定日

令和8年4月1日（原則）

採用予定人員

40人程度

職務の内容

- ・ 障害者支援施設における介護を伴う生活支援業務
- ・ 施設外における日中活動支援業務
- ・ 福祉を変える取組への参画（福祉が大切にしている「やさしさ」や「思いやり」のある支援が、どのような効果をあげたのかを科学的に分析してデータ化する取組）等

※ 原則、夜勤を含む交代制勤務となります。

勤務先

神奈川県立中井やまゆり園（足柄上郡中井町境 218）

神奈川県立中井やまゆり園（障害者支援施設）は、令和8年4月1日から、「地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（仮称）」が運営する施設に移行する予定です。

※ 本試験で採用された場合、地方独立行政法人の職員となります。神奈川県職員（公務員）の採用試験ではありませんのでご注意ください。

※ 不測の事態が生じた際は、やむを得ず法人設立が延期等になる場合があります。令和8年4月1日の採用を予定していますが、合格者には、随時状況をご案内しますので、あらかじめご了承ください。

7 法人定款の概要

第1条 目的

この地方独立行政法人は、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例（令和4年神奈川県条例第57号）の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的とする。

第2条 名称

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）と称する。

第3条 設立団体

法人の設立団体は、神奈川県とする。

第4条 事務所の所在地

法人の主たる事務所は、神奈川県足柄上郡中井町に置く。

第5条 法人の種別

法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

第7条 役員の定数

- 1 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人以内、理事5人以内及び監事2人以内を置く。
- 2 前項の理事のうち3人は、法人の常勤の役員及び職員でない者（以下「非常勤外部理事」という。）とする。
- 3 前項の非常勤外部理事は、法人の経営及びガバナンスに関して高度な知識及び経験を有する者を含むこととし、そのうち1人は障害者とする。

第9条 役員の任命

- 1 理事長は、知事が任命する。
- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。
- 3 監事は、知事が任命する。

第10条 役員の任期

- 1 役員の任期は、2年とする。
- 2 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。
- 3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は再任されることができる。

第11条 理事会

法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

第16条 業務の範囲

- 1 障害者の地域生活の支援及び障害者支援施設等の運営を行うこと。
- 2 科学的な福祉の研究及び実践、人材育成を行うこと。
- 3 地域共生社会に関する普及啓発を行うこと。
- 4 前3号に掲げる業務に基づき、福祉に関する諸課題に対する取組を行うこと。
- 5 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第17条 説明責任

- 1 法人は、障害者等に対する虐待の防止、その早期発見その他の知事が必要と認める場合において、知事への報告若しくは帳簿書類その他の物件の知事への提出若しくは提示を行い、又は知事が指定する職員からの質問、当該職員の施設への立入り若しくは設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じるものとする。
- 2 法人は、前項に定める場合その他法人の組織や運営の状況に関し、積極的に情報を公表するものとする。

第20条 資本金

法人の資本金は、神奈川県が出資する。

施行期日

法人成立の日

【参考 1】 地方独立行政法人制度の概要

1 地方独立行政法人の定義

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人（地方独立行政法人法（以下「法」という。）第2条第1項抜粋）。

2 地方独立行政法人の種類（下線が新たな法人に該当する分類）

(1) 職員の身分による分類

ア 一般地方独立行政法人（非公務員）

イ 特定地方独立行政法人（公務員）

※ 特定地方独立行政法人は、「その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるもの（法第2条第2項抜粋）」に限定される。

(2) 業務による分類

ア 公立大学法人

イ 公営企業型地方独立行政法人（病院事業の経営など）

ウ その他の地方独立行政法人（試験研究、社会福祉事業の経営、公共的な施設の設置及び管理など）

(3) 設立形態による分類

ア 移行型地方独立行政法人

※ 法人成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を法人成立の日以後行うもの。

※ 県職員の引継ぎ（承継又は非承継）については、職種や採用時の条件に応じて今後調整していく。

イ 新設型地方独立行政法人

3 運営体制（県と地方独立行政法人との関係）

- ・ 県が法人を設立し、県知事が法人の理事長を任命。
- ・ 県が議会の議決を経て法人に中期目標を示し、その目標に対して法人が策定する中期計画を知事が認可して、その計画に基づき法人が運営。
- ・ 県が法人の業務実績について地方独立行政法人評価委員会に意見を聴取した上で評価。
- ・ 県は、法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付。

【参考 2】 県立障害者支援施設の概要

施設名 (所在地)	管理方法	主な対象	定員	築年数（部屋）
中井やまゆり園 (中井町)	直営	知的障害者	140名	築24年（個室・多床室）
愛名やまゆり園 (厚木市)	指定管理	知的障害者	120名	築38年（多床室中心）
津久井やまゆり園 (相模原市緑区)	指定管理	知的障害者	66名	築 2 年（個室）
芹が谷やまゆり園 (横浜市港南区)	指定管理	知的障害者	66名	築 2 年（個室）
三浦しらとり園 (横須賀市)	指定管理	知的障害児	40名	築41年（多床室中心）
		知的障害者	112名	
厚木精華園 (厚木市)	指定管理	知的障害者	112名	築29年（多床室中心）
さがみ緑風園 (相模原市南区)	直営	身体障害者	50名	築21年（個室中心）

【参考 3】 県立障害者支援施設の方向性

＜県の基本的な考え方＞

- ① 今後の県立施設の役割

役割 1 福祉科学研究

役割 2 人材育成

テーマ

当事者目線の先駆的な支援
重度障害者の地域生活移行
- ② 今後の県立施設の役割を果たすために必要な施設は県立施設として継続し、それ以外の施設は民間移譲とする
- ③ 本人の望む暮らしを支援するため、一人ひとりに目が行き届くように、施設の小規模化を図る

＜各県立施設の方向性＞

県立施設として継続 地方独立行政法人による運営に移行する	中井やまゆり園
民間法人へ移譲 〔 移譲に向けて、利用者や家族、現指定管理者（指定管理施設のみ）の意向も踏まえながら、移譲の時期、相手先や条件の検討を進め、調整がついた施設から順次、移譲していく。 〕	さがみ緑風園 厚木精華園 三浦しらとり園
引き続き方向性を検討 （指定管理や施設の再整備の状況を踏まえて、引き続き検討していく。）	芹が谷やまゆり園 津久井やまゆり園 愛名やまゆり園